

# 改正「暴力団対策法」

平成24年10月30日施行  
(一部平成25年1月30日施行)

暴力団による不当な要求の規制範囲が拡大されます。

## 市民生活に対する危害の防止

### ① 対立抗争に伴う県民の危害防止

◎ 危険な対立抗争事件を繰り返す指定暴力団を特定抗争指定暴力団として指定し、警戒区域を定めて、下記の新たな規制を加えることができます。

◎ 警戒区域内で

- 1 暴力団事務所へ立ち入る
- 2 暴力団事務所周辺をうろつく
- 3 暴力団員が大勢で集まる

第15条の3関係



### ② 不当要求に伴う県民の危害防止

◎ 危険な不当要求行為を繰り返す指定暴力団を特定危険指定暴力団として指定し、警戒区域を定めて、下記の新たな規制を加えることができます。

◎ 警戒区域内での不当要求が直ちに処罰されます。

◎ 警戒区域内で、不当要求目的で

- 1 面会を要求する
- 2 電話・メール・FAX をする
- 3 居宅、会社周辺をうろつく
- 4 つきまとう

第30条の9関係



## 暴力団に対する禁止行為の拡大

### ③ 不当要求行為が拡大

不当要求として禁止される行為の類型に、拒絶する事業者等に対して暴力団の威力を示して

- 1 金融商品取引
  - 2 預貯金の受入れ
  - 3 不動産取引
  - 4 建設工事
  - 5 ゴルフ場等の施設の利用
- を要求する行為が新たに加わります。

第9条関係



### ④ 縄張に係る禁止行為

暴力団員と縄張内の営業者が

- 1 用心棒行為
- 2 訪問による押し売り
- 3 面会による債権取立てを行う約束をすることが禁止されます。

第30条の6関係



## 暴力排除活動の推進

### ⑤ 暴追センターによる差止請求訴訟

国家公安委員会の認定を受けた暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所付近住民から委託を受け、原告として、差止請求訴訟を行うことができます。

(平成25年1月30日施行)

第32条の4関係



### ⑥ 事業活動からの暴力団排除

1 行政の責務として、公共事務事業全般の入札に指定暴力団員等を参加させない措置を講ずるものとされています。

2 事業者の方々は、事業活動を通じ暴力団員に不当な利益を得させないように努めて下さい。

第32条・32条の2関係



守ります・取り締まります。福岡県警察

